

第1回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事概要

- 日 時 平成23年11月4日（金曜日） 午後2時15分から午後4時15分まで
- 場 所 大阪府庁 新別館北館 多目的ホール
- 出席者（五十音順） 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

議題 子どもを守る性犯罪対策について

（犯罪行為に至らない程度の行為への対応について）

- ◇事務局から資料4「犯罪行為に至らない程度の行為への対応について」について、声かけの問題、現状などについて説明があった。
- ◇部会長の要望により、声かけ事案の実際の現場を知っている女性警察官から、声かけから性犯罪に発展した事例の説明を受けた。

- 日本社会の防犯に関する活動が、地域ボランティアの熱意と比較的緩やかな信頼関係に基づいており、安易に子どもに声をかけたらいけないという危機意識も必要ではないかの意見があった。
- 13歳未満に対する強制わいせつ的手段として声かけを行っているのであれば、現行法上、強制わいせつ未遂として対応すべきとの意見があった。
- 声かけが子どもや保護者などに不安を与える行為ではあるが、声かけに限定するのか、その他も含めるのかという意見があった。
- 委員から、性犯罪者の医学的観点による考察、諸外国を含めた薬物治療の状況、性的虐待の典型的なメカニズムの説明があった。
- 子どもの健全育成を明確に示し、現状にだけ対応するというのではなく、犯罪そのものをおこさせない、社会、家庭環境をどう作っていくかという大きな命題に対して、やれることはないのかということから考えていくべきとの意見があった。
- 委員から奈良県の子どもを犯罪から守る条例の内容について、事務局に説明を求めた。
- ◇奈良県の子どもを犯罪から守る条例の条文について、事務局から読み上げ説明があった。
- 条例化していくというのは賛成である。様々な法律上の問題はあってもいいが、成立自体が非常に意義のあるものという意見があった。

（刑期終了者に対する対応）

- 刑期終了者に対して対策を講じるにあたり、何を根拠に不利益な処分を科すのか、何故、性犯罪だけなのか、人権上の問題はどうか、適正な手続きかを議論すべきとの意見があった。
- 問題は当然あって、議論も起こると思うが、国民の理解を得てくことで、意義は段々と社会に認められてくるといっても多いとの意見があった。
- 希望者だけに届出をさせることには問題はないと思うが、強制的にするというのは、結果的に大阪から追い出してしまえとなるのではないかと意見があった。
- 刑務所の中で行われている矯正処遇というのは十分ではないので、社会に出た後、どう社会でサポートしていくか、行政としてどういうサービスをするか。そこが重要。出所した人にも大きなメリットがあればいいのではないかと意見があった。
- 刑期終了者に対しても社会復帰支援は必要。特に、医学的治療は必要であり、諸外国では行われている。社会に出た後の社会内処遇が重要であるが、治療に対する保険が認められていないので、対処のすべがないとの意見があった。
- 日本では、刑期終了後の対策が皆無に等しいので、諸外国の対策を参考に考察すべき。支援の充実という観点では、医療施設を作ることになるが、まずは、何等かの支援のやり方を考える。そこでできるのはどこまでなのかということを考えればいいのではとの意見があった。

○部会長から、事務局に対して、次回部会開催にあたって、次の資料要求があった。

- ・ 審議会での意見にもあった、人口対比による認知件数
- ・ 性犯罪の暗数と認知件数の考え方
- ・ 性犯罪者の再犯率について
- ・ 韓国、アメリカ等の外国の性犯罪対策の概要
- ・ 矯正施設での性犯罪受刑者への対応の現状
- ・ 法的課題の整理

※ ○は委員意見◇は事務局説明